

## 川崎市消費生活用製品安全法事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、消費生活用製品安全法(昭和48年6月6日法律第31号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和49年3月5日政令第48号。以下「令」という。)、同法施行規則(昭和49年3月5日号外農林省・通商産業省令第1号。以下「規則」という。)及び消費生活用製品安全法施行令第14条第2項に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令(平成12年3月24日通商産業省令第38号。以下「省令」という。)の規定により、川崎市が処理することとされた事務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(処理する事務)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務について処理するものとする。

- (1) 法第40条第1項の規定により、特定製品の販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に関するもの(以下「販売事業者」という。)に対し、その業務の状況に関し、報告をさせること。
- (2) 法第41条第1項の規定により、職員に販売事業者の事務所等に立ち入り、特定製品又は特定保守製品(以下「特定製品等」という。)、帳簿書類その他の物件を検査させること。
- (3) 法第42条第1項の規定により、所有者及び占有者に対し、特定製品等を提出すべきことを命ずること。

(報告の徴収)

第3条 市長は前条第1号の規定に基づき、必要と認めるときは、販売事業者から報告を徴収するものとする。

- 2 報告をさせることができる事項は、令第12条第4項及び第5項の規定により、その製造、輸入又は販売に係る特定製品等の種類、数量及び販売先その他当該特定製品等の製造、輸入又は販売の業務に関する事項とする。
- 3 報告の徴収は、その必要とする理由を付した文書により行うものとする。
- 4 報告の徴収を行った場合は、知事を通じて主務大臣へ報告を行うものとする。

(立入検査)

第4条 市長は、職員のうちから第2条第2号に規定する立入検査(以下「立入検査」という。)に従事する者(以下「検査員」という。)を定めて、法第41条第4項の規定に基づき、規則又は消費生活用製品安全法の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年10月22日号外農林水産省・経済産業省令第4号)に定める様式「証明書」(以下「立入検査証」という。)を交付するものとする。

- 2 立入検査は、あらかじめ定期的実施する場合の他、消費者からの苦情の申出等により違法な特定製品等が判明した場合において、当該販売事業者に対して行い、又はその他の特別な必要が生じた場合に行うものとする。
- 3 検査員は立入検査に際し立入検査員証を携行し、関係者に提示しなければならない。
- 4 立入検査は、2名以上の検査員で行うものとする。
- 5 立入検査に際しては、特別な理由がある場合を除き、事前に当該店舗等に連絡しないものとする。また、定期的立入検査を実施する場合は、販売事業者の繁忙期を避ける等配慮に努めるものとする。
- 6 検査に際し調査すべき対象は、販売事業者が現に占有している特定製品等とする。

- 7 検査事項は、次の各号に重点をおいて調査するものとする。
- (1) 表示の付していない特定製品等を販売していないかどうか。
  - (2) 特定製品等に適正な表示が付されているかどうか。
  - (3) 調査で発見された違法な特定製品等については、できる限り、当該特定製品等の銘柄、製造業者又は輸入業者の名称、仕入先の名称・所在地・電話番号及び仕入時期を聴取する。
- 8 検査に際しては、次の各号により指導するものとする。
- (1) 法の趣旨を把握させること。
  - (2) 無表示品が販売され、又は販売の目的で陳列されている場合には、店頭からの撤去、仕入先に返品等の処置をとらせること。
  - (3) 表示箇所違反や疑わしい表示のある特定製品等があった場合には、製造業者又は輸入業者に問い合わせること。
  - (4) 従業員教育及び表示の管理の徹底等により、顧客に対する商品説明の手段として表示の活用を図ること。
- 9 検査員は、検査結果を立入先ごとに「販売店に対する立入検査調査票」(様式1)にまとめるものとする。
- 10 検査の結果、法違反の事実が認められた販売事業者については必要な指導を行い、製造事業者及び販売経路をできるだけ確認する。なお、当該指導に対する措置の結果を原則2週間以内に確認し、省令に定める様式第2「立入検査実施状況報告書」により知事を通じて主務大臣あて遅滞なく報告するものとする。
- 11 市長は、その年度中の検査結果を取りまとめ、省令に定める様式第1「立入検査実施年報」により翌年度の4月30日までに知事を通じて主務大臣あて報告するものとする。

(特定製品等の提出命令)

第5条 市長は第2条第3号の規定に基づき、その所有者又は占有者に対し、当該特定製品等の提出を命ずることができる。

2 提出された商品は、国等に準ずる検査機関に検査を依頼するものとする。

3 市長は、特定製品等の提出を命じたときは、その命令によって生じた損失を所有者又は占有者に補償しなければならない。

4 提出を命じた場合は知事を通じて主務大臣に報告するものとする。

(実施細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、法に係る事務の実施に関し必要な事項は、市長が定めることができる。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

様式1

販売店に対する立入検査調査票

(NO1)

検査日	年 月 日	検査員・氏名				
店舗名				立会者氏名		
所在地				業 種		
電話番号						
特定製品名	銘 柄	検査点数	適正表示点数	違法点数		不適正表示の内容
				無表示	不適正な表示	
無表示品等の仕入先	特定製品名	銘 柄	製造又は 輸入業者名	仕入先名称	所 在 地	電話番号
○指導内容と立入販売事業者の対応						